

新旧対照表

現 行	改 定 (2025 年 4 月 1 日)
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(手回り品および持込禁制品)</p> <p>第 307 条 旅客は、第 308 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表第 3 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの。</p> <p>(2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）</p> <p>(3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。）</p> <p>(4) 死体</p> <p>(5) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または第 308 条第 4 項に規定する動物を除く。）</p> <p>(6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。</p> <p>(7) 車両を破損するおそれがあるもの。</p> <p>(注) 別表第 3 号に定める適用除外の物品および第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。</p> <p>2 前項ただし書第 1 号または第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(手回り品および持込禁制品)</p> <p>第 307 条 旅客は、第 308 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。</p> <p>(1) 別表第 3 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの。</p> <p>(2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）</p> <p>(3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。<b>ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。</b>)</p> <p>(4) 死体</p> <p>(5) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または第 308 条第 4 項に規定する動物を除く。）</p> <p>(6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。</p> <p>(7) 車両を破損するおそれがあるもの。</p> <p><del>(注) 別表第 3 号に定める適用除外の物品および第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。</del></p> <p>2 前項ただし書第 1 号または第 2 号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。</p>

現 行	改 定 (2025 年 4 月 1 日)
<p>3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</p> <p>4 第 2 項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第 282 条第 1 項第 1 号および第 2 号のいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</p> <p>5 第 2 項および第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。</p> <p>6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</p> <p>4 第 2 項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第 282 条第 1 項第 1 号および第 2 号のいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。</p> <p>5 第 2 項および第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。</p> <p>6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。</p> <p style="color: red;">第 307 条の 2 別表第 3 号に定める危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。  (注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。</p> <p style="color: red;">※ 別表 3 については本文参照してください。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

規則別表第1号 営業キロ程表

	新高島	みなとみらい	馬車道	日本大通り	元町・中華街
横浜	0.8	1.7	2.6	3.2	4.1
	新高島	0.9	1.8	2.4	3.3
		みなとみらい	0.9	1.5	2.4
			馬車道	0.6	1.5
				日本大通り	0.9
					元町・中華街

## 規則別表第2号の1 大人片道普通旅客運賃表

基本運賃	
キロ程	運賃
1キロ	200円
2	200
3	200
4	230
5	230

- ・運賃には、鉄道駅バリアフリー料金制度（大人10円）を含む。
- ・小児片道普通旅客運賃は大人片道普通旅客運賃を折半し、10円未満のは数は切り上げて10円単位とする。

## 規則別表第2号の2

## 大人定期旅客運賃表

キロ程	基本運賃					
	通勤			通学		
	1か月	3ヶ月	6か月	1か月	3ヶ月	6か月
1	7,810円	22,260円	42,180円	4,460円	12,720円	24,090円
2	7,810	22,260	42,180	4,460	12,720	24,090
3	7,810	22,260	42,180	4,460	12,720	24,090
4	8,630	24,600	46,610	4,940	14,080	26,680
5	8,630	24,600	46,610	4,940	14,080	26,680

## ・定期旅客運賃の計算方

## (1か月定期旅客運賃)

(通勤) 1か月定期旅客運賃に、鉄道駅バリアフリー料金600円を加算した額

## (3か月定期旅客運賃)

(通勤) 1か月定期旅客運賃を3倍した額から5分引し、鉄道駅バリアフリー料金1,710円を加算した額

(通学) 1か月定期旅客運賃を3倍した額から5分引

## (6か月定期旅客運賃)

(通勤) 1か月定期旅客運賃を6倍した額から1割引し、鉄道駅バリアフリー料金3,240円を加算した額

(通学) 1か月定期旅客運賃を6倍した額から1割引

なお、上記計算に生じた10円未満のは数は切り上げて10円単位とする。

## ・小児定期旅客運賃は大人定期旅客運賃を折半し、10円未満のは数は切り上げて10円単位とする。

なお、小児通勤定期旅客運賃は、大人通勤定期旅客運賃を折半した額に、通勤1か月には300円、通勤3か月には850円、通勤6か月には1,620円の鉄道駅バリアフリー料金を加算した額とする。

規則別表第3号

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）	—	
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			電気導火線			
			その他の火工品	—		
その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—				

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカースプレー*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	
			—	ジニトロベンゼン	—	—
			—	ジニトロナフタリン	—	—
			—	ジニトロトルエン	—	—
			—	ジニトロフェノール	—	—
			—	ニトログリコール	—	—
			—	トリニトロベンゼン	—	—
			—	トリニトロトルエン	—	—
			—	ピクリン酸	—	—
			—	過酢酸	—	—
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	—
			—	アジ化ナトリウム	—	—
—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目	—	—			
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	—
			—	黄リンマッチ	—	—
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	—
			—	金属リチウム	—	—
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	—
			—	カリウムアマルガム	—	—
			—	ナトリウムアマルガム	—	—
			—	マグネシウム（粉状箱状又はひも状のものに限る。）	—	—
			—	アルミニウム粉	—	—
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	—
			—	黄リン	—	—
			—	硫化リン	—	—
			—	赤りん	—	—
			—	リン化石灰	—	—
			—	リン化カルシウム	—	—
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	—
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	—
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品(ローション、クリーム等)*		
			—	アルコール(変性アルコールを含む。)	酒類*		
			—	揮発油	—	—	
			—	ソルベントナフタ	—	—	
			—	コールタール軽油	—	—	
			—	ベンゼン(ベンゾール)	—	—	
			—	トルエン(トルオール)	—	—	
			—	キシレン(キシロール又はザイロール)	—	—	
			—	二硫化炭素	—	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	—	
			—	エーテル	—	—	
			—	クロロシラン	—	—	
			—	アセトアルデヒド	—	—	
			—	パラアルデヒド	—	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	—	
			—	モノメチルアミン	—	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	—	
			—	ジメチルアミン	—	—	
			—	ピリジン	—	—	
			—	酢酸アルミ	—	—	
			—	酢酸エチル	—	—	
			—	酢酸メチル	—	—	
			—	義酸エチル	—	—	
			—	プロピルアルコール	—	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	—	
			—	臭化エチル(エチルプロマイド)	—	—	
			—	酢酸ブチル	—	—	
			—	フーゼル油	—	—	
			—	灯油(石油)	—	—	
			—	軽油(ガス油)	—	—	
			—	重油(バンカー油、ディーゼル重油)	—	—	
			—	ガソリン	—	—	
			—	ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)	—	—	
			—	ニトロトルエン(ニトロトルオール)	—	—	
			—	エチルエーテル	—	—	
		—	酸化プロピレン	—	—		
		—	ノルマルヘキサン	—	—		
		—	エチレンオキシド	—	—		
		—	酢酸ノルマル-ペンチル	—	—		
		—	イソペンチルアルコール	—	—		
		—	メチルエチルケトン	—	—		
		—	その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高压ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
				オゾン	オゾン発生器*	
				ヘリウム	ヘリウムガス*	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
			アルゴン	—		
			エタン	—		
			エチレン	—		
			メタン	—		
			その他の圧縮ガス及びその製品	—		
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				フロン—12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				フロン—22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
				液体アンモニア	—	
				液体塩素	—	
液体亜硫酸	—					
液化シアン化水素（液体青酸）	—					
塩化エチル	—					
塩化メチル（メチルクロライド）	—					
液化酸化エチレン	—					
塩化ビニルモノマ	—					

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—	
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
—	過硫酸ナトリウム		—			
—	三酸化クローム（無水クロム酸）		—			
—	その他の酸化性の物及び製品	—				
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	毒物・劇物	—	フェロシリコン	—	—
			—	塩化硫黄	—	—
			—	クロロビクリン	—	—
			—	四エチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素（ブロム）	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	ゲリス剤		
			—	BHC剤		
		—	DDT剤			
		—	鉱油剤			
		—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの			
		その他危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
—	臭化ベンジル		—	—		
—	四塩化チタン		—	—		

(注1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に\*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

規則別表第4号

貴重品

- (1) 貨幣・紙幣および銀行券
- (2) 印紙および郵便切手
- (3) 公債証券・大蔵省証券・株券・債券・手形・商品券その他の有価証券〔当せん金付証券（昭和23年法律第114号）〕に基づいて発行した宝くじ等の未抽せん証券を含む。
- (4) 金・銀・白金その他の貴金属およびその製品
- (5) イリジウム・タングステンその他のまれな金属およびその製品
- (6) 金剛石・紅玉・緑柱石・その他の宝石類およびその製品
- (7) こはく・真珠・さんご・象げ・べっ甲およびその製品
- (8) 美術品および骨とう品
- (9) 容器・荷造りを加えて1キログラムの価格が40,000円の割合をこえる物品。ただし、動物を除く。